

法 学 研 究 科

研究指導概要

博士前期課程

1. 各学期の指導内容

1 年次前期

- ・基本文献により研究の基礎を構築する。
- ・文献収集・判例検索の方法等、研究の基本的手法を習得する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）の絞り込みを行う。
- ・学術論文執筆に係る基礎的作法を習得（注の付け方など）する。

1 年次後期

- ・前期の基礎的研究を踏まえて、研究テーマ（修士論文課題）を確定する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例および関連文献の収集を行う。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例分析および関連文献の研究を行う。

2 年次前期

- ・修士論文の構成（目次の構成など）を確定する。
- ・修士論文の一部の執筆

2 年次後期

- ・研究の精度を高め、修士学位論文の完成に向けて執筆を進める。
- ・専攻別実施する修士論文報告会（後述）において、進捗状況を報告し、質疑応答を行うことによって、問題点を確認する。
- ・修士論文の論理展開・文章等の最終確認と推敲を行う。

2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・主指導教授の研究指導を2年間履修しなければならない。
- ・博士前期課程2年生は、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される中間報告会で、論文の進捗状況等を報告する。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員等の前で報告することで中間報告に代えることができる。
- ・報告者は、目次等を記載したレジюмеを事前に提出し、10分を目処に報告および参加教員との質疑応答を行うものとする。

3. 特定課題研究論文等

本研究科では、公務員コースの学生について、修士論文の提出にかえて、特定課題研究論文の提出を認めている。特定課題研究論文とは、特定の課題について実践的に調査・研究した論文をいう。本研究科では、特定の課題について「東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規」および「公務員コース博士前期課程修了試取扱い要領」で定義する。特定課題研究論文での提出を希望する者は、以下の要件に沿って提出すること。

1. 特定課題の内容について教員の指導を受ける。
2. 修士論文に代えて、特定課題研究論文を提出する者も、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される上記中間報告会で報告するものとする。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員で当該学生の選択した特定課題を出題した教員の前で報告することで中間報告に代えることができる。

博士後期課程

1. 各学期の指導内容

1年次前期

- ・ 主指導教授と相談の上、研究テーマ（博士論文課題）を確定する。
- ・ 研究テーマに係る外国法研究のために、外国法の領域を確定する。
- ・ 確定した研究テーマに関し、基礎的研究および外国法研究を行うとともに、判例および文献収集を行う。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

1年次後期

- ・ 研究テーマに関する基礎的研究または外国法研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・ 原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2年次前期

- ・ 確定した研究テーマに関し、1年次の基礎的研究および外国法研究を踏まえてさらに発展的研究を行うとともに、そのための判例および文献収集を行う。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2年次後期

- ・ 前期に行った発展的研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・ 原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

3年次前期

- ・ 博士（甲）論文の事前審査を行うので、6月末までにそのために提出する学位請求論文の下書および業績一覧を作成する。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

3年次後期

- ・ 指導教授の指示により博士（甲）論文の提出し、3月修了を目指す者は、11月の提出期間（大学院要覧参照）までに大学院教務課に博士学位請求論文できるよう執筆を行う。
- ・ 次年度以降に修了予定の者は、原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・ 博士後期課程に在籍する者および同課程満期退学者で博士（甲）論文の提出を行おうとする者は、年度内に2度開催される博士論文中間報告会において、研究内容およびその進捗状況等について報告をしなければならない。博士論文中間報告会は、原則として、6月の研究科委員会終了後と12月の研究科委員会終了後に開催されるものとする。

当該者は、研究内容にするレジюмеを当日持参し、これをもとに各自20分を目処として報告および参加教員との質疑応答を行う。

なお、博士学位請求論文の進捗状況に応じて、博士論文中間報告会に代えて、または、これに加えて個別の報告会を実施することがある。

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース（以下「本コース」という。）に所属し、修士（法学）の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

(コースおよびコース主任)

第2条 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。

2 本コースに所属することを希望する者は、公務員コース所属希望願を第一年次の法学研究科が定める期日までに大学院教務課に届け出なければならない。

3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中からコース主任1名を選任する。

(単位の修得)

第3条 本コースに所属する者は、この内規別表に掲げる開講科目を履修するようにつとめなければならない。

(指導教員)

第4条 本コースに所属する者は、その所属する専攻の研究指導担当教員の中から主指導教授1名を、また、私法学専攻または公法学専攻の研究指導担当教員の中から副指導教授1名を、その承諾を得て選び、届け出なければならない。

2 主および副指導教授は、内規別表に掲げる科目の担当者でなければならない。ただし、特段の事由があるときは、法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以てこれに充てることができる。

3 主および副指導教授については、次条第1項本文に定める論文の選択とともに、第一年次の法学研究科が定める期日までにこれを大学院教務課に届け出なければならない。

(学位論文・特定課題研究論文の提出)

第5条 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を以て修士論文に代えることができる。ただし、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以て税理士国家試験免除申請における修士論文とすることはできない。

2 特定課題研究論文は、この内規別表に掲げる科目について提出するものとする。ただし、受験を目指す試験科目との関係でこれらの科目以外の科目について「特定課題研究論文」執筆を希望する場合は、当該科目に関する開講科目を履修し、法学研究科長の許可を得て、当該科目についての「特定課題研究論文」を提出することができる。また、1科目選択の場合は、「経済原論」を選択することはできない。

3 本コースに所属する者が、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題研究論文に変更するとき、もしくはその逆のときは、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の修士論文・特定課題研究論文題目届を以て届け出なければならない。この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届け出なければならない。

4 本条に定める論文は20,000字を目途とする。

5 本条に定める論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成する。

第6条 (削除)

(特定課題研究論文の取扱い等)

第7条 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則、東洋大学学位規程および東洋大学大学院法学研究科規程の定めによる。

(特定課題研究論文の保存)

第8条 大学院教務課は、審査の終了した特定課題研究論文を修士論文と同様に保存しなければならない。

(改正手続)

第9条 この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

附則

この内規は平成29年度入学者および在学生から適用する。

2 (削除)

別表

科目	開講科目	単位
憲法	憲法演習Ⅰ／憲法演習Ⅱ／憲法演習Ⅲ	4
民法	民法特論Ⅲ	4
行政法	行政法特論	4
経済原論	経済原論特論	4
商法	商法演習Ⅰ／商法演習Ⅱ／商法演習Ⅲ	4
刑法	刑法演習Ⅰ／刑法演習Ⅱ	4
労働法	労働法演習	4
行政学	行政学演習	4
政治学	政治学演習	4

公務員コース博士前期課程修了試験取扱い要領

改正 平成29年4月1日

法学研究科
共通

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

1. 公務員コース（以下本コースという）に所属する院生のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者の博士前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
2. 本コースに所属する者のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者は、次の（1）または（2）のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。

（1）5科目選択

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位履修および修了に関する内規（以下、「内規」という）別表に掲げる5科目につき出題された課題問題につき、各科目の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。

（2）1科目選択

内規別表に掲げる科目または内規5条2項但書に基づいて許可された科目の中から1科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、論文を提出する。ただし、「経済原論」を選択することはできない。

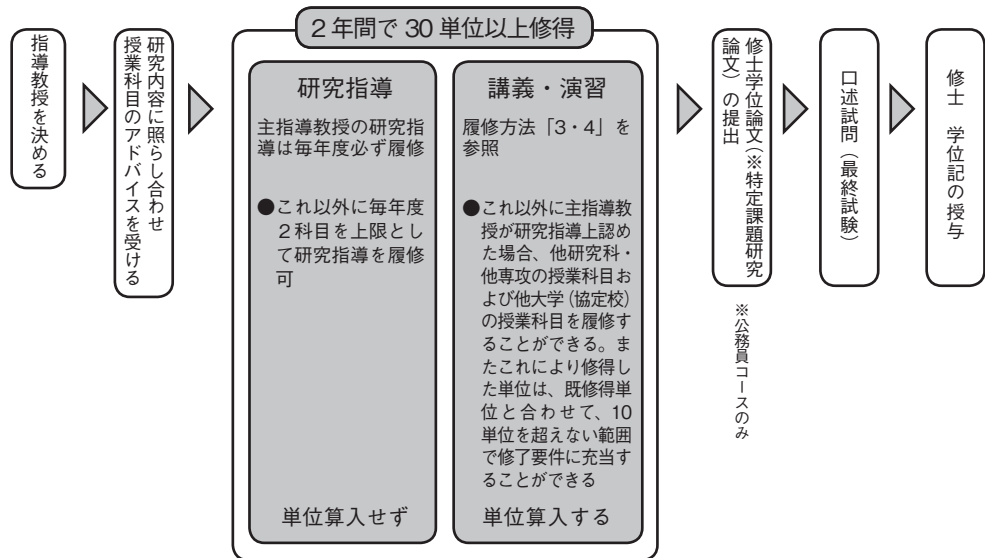
3. 前記2の定める論文の提出は、「公務員コース」に所属しない院生の修士論文の提出時期と同様とする。
4. 特定課題研究論文を提出した本コースの在籍者に対する口述試験は修士論文を提出した院生の口述試験に準じて行う。

附 則

- 1 この取扱い要領は、平成29年4月1日より施行する。

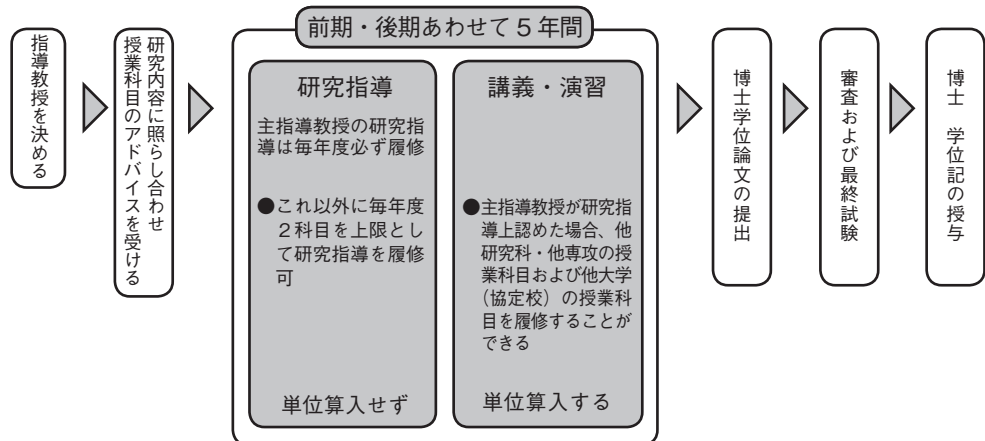
私法学専攻

前期課程 履修の流れ



私法学

後期課程 履修の流れ



私 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	科目ナンバリング	職 名	担当教員	備 考
民法特論Ⅰ	講義	4	CIL601	教授	小林 秀年	
民法特論Ⅱ	講義	4	CIL602	教授	太矢 一彦	
民法特論Ⅲ	講義	4	CIL603	教授	芦野 訓和	
民法特論Ⅳ	講義	4	CIL604	教授	中村 恵	
民法演習Ⅰ	演習	4	CIL605	教授	相川 修	民法研究指導Ⅰと共通
民法演習Ⅱ	演習	4	CIL606	教授	熊田 裕之	民法研究指導Ⅱと共通
民法演習Ⅲ	演習	4	CIL607	教授	芦野 訓和	民法研究指導Ⅲと共通
民法演習Ⅳ	演習	4	CIL608	教授	橋本 昇二	民法研究指導Ⅳと共通
民法演習Ⅴ	演習	4	CIL609	教授	太矢 一彦	民法研究指導Ⅴと共通
商法特論Ⅰ	講義	4	CIL610	非常勤講師	周 劍龍	
商法特論Ⅱ	講義	4	CIL611	教授	遠藤 喜佳	
商法特論Ⅲ	講義	4	CIL612	教授	井上 貴也	
商法演習Ⅰ	演習	4	CIL613	教授	藤村 知己	商法研究指導Ⅰと共通
商法演習Ⅱ	演習	4	CIL614	教授	松井 英樹	商法研究指導Ⅱと共通
商法演習Ⅲ	演習	4	CIL615	教授	遠藤 喜佳	商法研究指導Ⅲと共通
企業法演習	演習	4	CIL616	教授	楠元 純一郎	企業法研究指導と共通
会社法務特論	講義	4	CIL617	教授	松井 英樹	
民事訴訟法特論	講義	4	CIL618	教授	清水 宏	
民事訴訟法演習Ⅰ	演習	4	CIL619			本年度休講
民事訴訟法演習Ⅱ	演習	4	CIL620	教授	坂本 恵三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
法哲学特論	講義	4	FUL601			本年度休講
法制史特論	講義	4	FUL602	教授(兼担)	後藤 武秀子	
外国法(英法)	講義	4	FUL603	教授	今井 雅子	
外国法(独法)	講義	4	FUL604	教授(兼担)	名雪 健二	
外国法(仏法)	講義	4	FUL605	非常勤講師	矢澤 昇治	
国際私法演習	演習	4	ILA601			本年度休講
知的財産権法演習	演習	4	NFL601	教授	安藤 和宏	知的財産権法研究指導と共通
実務社会法	講義	4	SOL605	非常勤講師	田中 建一	
労働法演習	演習	4	SOL601	教授	鎌田 耕一	労働法研究指導と共通
社会保障法演習	演習	4	SOL606	教授	上田 真理	社会保障法研究指導と共通
経済法特論Ⅰ	講義	4	SOL602			本年度休講
書士業務論	講義	4	LAW601	非常勤講師	佐藤 修	
経済法演習	演習	4	SOL603			本年度休講
建築関係法特論	講義	4	CIL621	教授	大森 文彦	
論文表現法	講義	4	SEM601	非常勤講師(兼担)	浅海 伸夫	
Legal and Political English	講義	4	FLE601	准教授(兼担)	ジェームズ ダニエル ショート	
憲法演習Ⅰ	演習	4	PUL601	教授(兼担)	佐藤 修一郎	
憲法演習Ⅱ	演習	4	PUL602	教授(兼担)	名雪 健二	
憲法演習Ⅲ	演習	4	PUL603	教授(兼担)	宮原 均	
英書講読	講義	4	FUL606	教授	山下 りえ子	
行政法特論	講義	4	PUL604	非常勤講師(兼担)	山下 清兵衛	
経済原論特論	講義	4	SOL604	非常勤講師	中野 宏	
刑法演習Ⅰ	演習	4	CRL601	教授(兼担)	萩原 滋	
刑法演習Ⅱ	演習	4	CRL602	教授(兼担)	武藤 眞朗	
刑事訴訟法演習	演習	4	CRL603			本年度休講
行政学演習	演習	4	PUL605	非常勤講師(兼担)	藤井 浩司	
政治学特論	講義	4	POL601			本年度休講

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナンバリング	職 名	担当教員	備 考
政治学演習	演習	4	POL602	教授(兼任)	竹島博之	
破産法演習	演習	4	CIL622	教授	櫻本正樹	破産法研究指導と共通
民法研究指導Ⅰ			REG601	教授	相川修	
民法研究指導Ⅱ			REG602	教授	熊田裕之	
民法研究指導Ⅲ			REG603	教授	芦野訓和	
民法研究指導Ⅳ			REG604	教授	橋本昇二	
民法研究指導Ⅴ			REG605	教授	太矢一彦	
商法研究指導Ⅰ			REG606	教授	藤村知己	
商法研究指導Ⅱ			REG607	教授	松井英樹	
商法研究指導Ⅲ			REG608	教授	遠藤喜佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ			REG609			本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			REG610	教授	坂本恵三	
企業法研究指導			REG611	教授	楠元純一郎	
国際私法研究指導			REG612			本年度休講
知的財産権法研究指導			REG613	教授	安藤和宏	
労働法研究指導			REG614	教授	鎌田耕一	
社会保障法研究指導			REG618	教授	上田真理	
経済法研究指導			REG616			本年度休講
破産法研究指導			REG617	教授	櫻本正樹	

修了に必要な単位等

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎年度必ず履修すること。

履修方法

1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目(主指導教授1名・副指導教授2名)を上限として、履修・修得することができる(各研究指導は、指定された演習において行う)。
3. 主指導教授が担当する「演習」は、在学中2回(8単位)まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。
3回目以降(原級した場合等)の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。
なお、ここで対象とする「演習」は、「研究指導」と共通して開講されるものに限る。
4. 履修方法3以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学(協定校)の授業科目を履修することができる(同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない)。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位(既修得単位)と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
6. 公務員コースに所属するものは、p.266の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	科目ナンバリング	職名	担当教員	備考
民法特殊研究Ⅰ	講義	4	CIL701	教授	芦野訓和	民法研究指導Ⅰと共通
民法特殊研究Ⅱ	講義	4	CIL702	教授	熊田裕之	民法研究指導Ⅱと共通
民法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL703	教授	相川修	民法研究指導Ⅴと共通
民法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL704			本年度休講
民法特殊演習Ⅲ	演習	4	CIL705			本年度休講
民法特殊演習Ⅳ	演習	4	CIL706	教授	橋本昇二	民法研究指導Ⅳと共通
商法特殊研究Ⅰ	講義	4	CIL707	非常勤講師	周劍龍	
商法特殊研究Ⅱ	講義	4	CIL708	教授	遠藤喜佳	
商法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL709	教授	藤村知己	商法研究指導Ⅰと共通
商法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL710	教授	遠藤喜佳	商法研究指導Ⅱと共通
企業法特殊演習	演習	4	CIL711			本年度休講
民事訴訟法特殊研究	講義	4	CIL712			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL713			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL714	教授	坂本恵三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
比較法学特殊研究	講義	4	FUL701			本年度休講
国際私法特殊研究	講義	4	ILA701			本年度休講
知的財産権法特殊演習	演習	4	NFL701			本年度休講
労働法特殊演習	演習	4	SOL701	教授	鎌田耕一	労働法研究指導と共通
経済法特殊演習	演習	4	SOL702			本年度休講
英米財産法特殊研究	講義	4	ILA702			本年度休講
倒産法特殊研究	講義	4	CIL715	教授	櫻本正樹	
民法研究指導Ⅰ			REG701	教授	芦野訓和	
民法研究指導Ⅱ			REG702	教授	熊田裕之	
民法研究指導Ⅲ			REG703			本年度休講
民法研究指導Ⅳ			REG704	教授	橋本昇二	
民法研究指導Ⅴ			REG705	教授	相川修	
商法研究指導Ⅰ			REG706	教授	藤村知己	
商法研究指導Ⅱ			REG707	教授	遠藤喜佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ			REG708			本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			REG709	教授	坂本恵三	
企業法研究指導			REG710			本年度休講
国際私法研究指導			REG711			本年度休講
知的財産権法研究指導			REG712			本年度休講
労働法研究指導			REG713	教授	鎌田耕一	
経済法研究指導			REG714			本年度休講

私法学

修了に必要な単位等

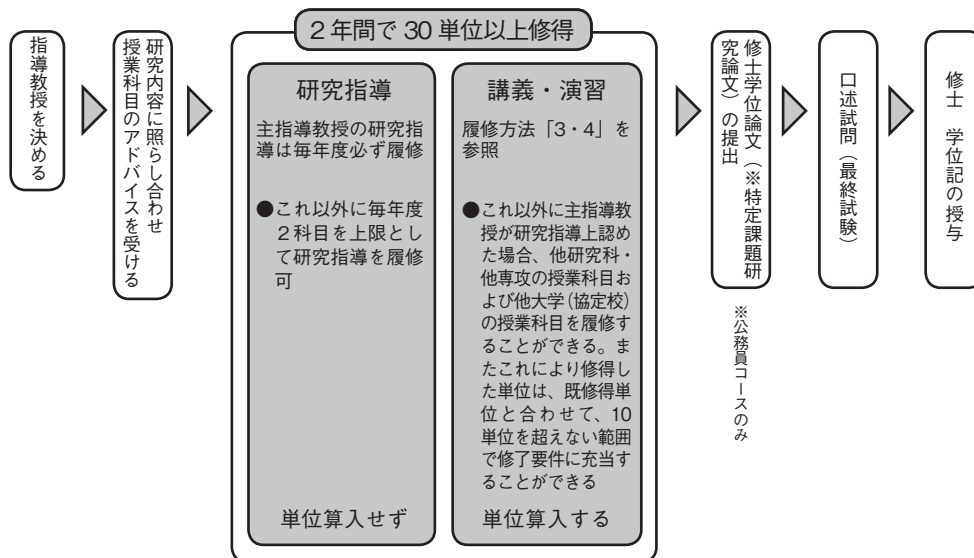
主指導教授の「研究指導」を、毎年度必ず履修すること。

履修方法

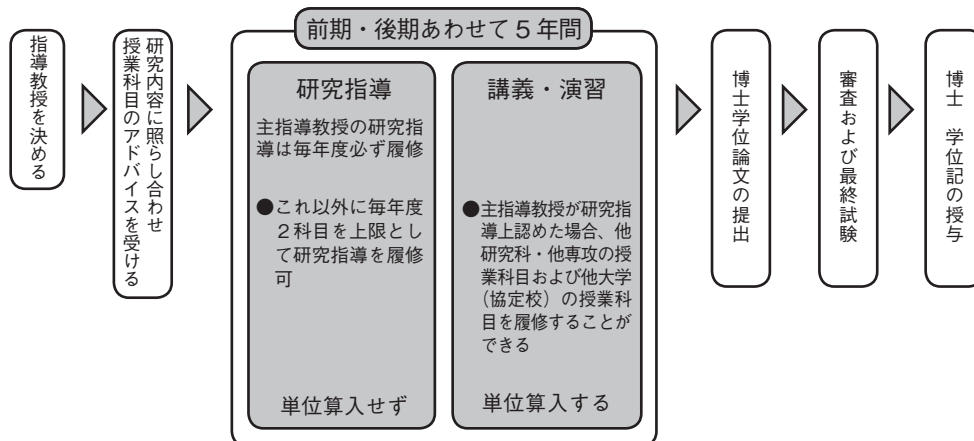
- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる（各研究指導は、指定された講義または演習において行う）。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。

公法学専攻

前期課程 履修の流れ



後期課程 履修の流れ



公 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナ ン バ リ ン グ	職 名	担当教員	備 考
憲 法 演 習 I	演 習	4	PUL601	教 授	佐 藤 修一郎	憲法研究指導 I と共通
憲 法 演 習 II	演 習	4	PUL602	教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導 II と共通
憲 法 演 習 III	演 習	4	PUL603	教 授	宮 原 均	憲法研究指導 III と共通
未 成 年 者 保 護 法 演 習	演 習	4	CRL601			本年度休講
行 政 法 演 習 I	演 習	4	PUL604			本年度休講
行 政 法 演 習 II	演 習	4	PUL605	客 員 教 授	森 稔 樹	行政法研究指導 II と共通
行 政 学 演 習	演 習	4	PUL606	非 常 勤 講 師	藤 井 浩 司	
租 税 法 特 論 I	講 義	4	PUL607	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 特 論 II	講 義	4	PUL608	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 演 習	演 習	4	PUL609	教 授	高 野 幸 大	
社 会 保 障 法 特 論	講 義	4	SOL601			本年度休講
社 会 保 障 法 演 習	演 習	4	SOL603	教 授 (兼 担)	上 田 真 理	
労 働 法 演 習	演 習	4	SOL604	教 授 (兼 担)	鎌 田 耕 一	
刑 法 特 論	講 義	4	CRL602			本年度休講
刑 法 演 習 I	演 習	4	CRL603	教 授	萩 原 滋	刑法研究指導 I と共通
刑 法 演 習 II	演 習	4	CRL604	教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導 II と共通
刑 事 訴 訟 法 特 論	講 義	4	CRL605			本年度休講
刑 事 訴 訟 法 演 習	演 習	4	CRL606			本年度休講
刑 事 政 策 特 論	講 義	4	CRL607	教 授	武 藤 眞 朗	
法 哲 学 特 論	講 義	4	FUL601			本年度休講
政 治 学 特 論	講 義	4	POL601			本年度休講
政 治 学 演 習	演 習	4	POL602	教 授	竹 島 博 之	政治学研究指導と共通
比 較 法 思 想 史 演 習	演 習	4	FUL602	教 授	後 藤 武 秀	比較法思想史研究指導と共通
国 際 公 法 特 論	講 義	4	ILA601			本年度休講
国 際 公 法 演 習	演 習	4	ILA602	教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
論 文 表 現 法	講 義	4	SEM601	非 常 勤 講 師	浅 海 伸 夫	
Legal and Political English	講 義	4	FLE601	准 教 授	ジェームズ ダニエル ショート	
外 国 法 (英 法)	講 義	4	FUL603	教 授 (兼 担)	今 井 雅 子	
外 国 法 (独 法)	講 義	4	FUL604	教 授	名 雪 健 二	
外 国 法 (仏 法)	講 義	4	FUL605	非 常 勤 講 師 (兼 担)	矢 澤 昇 治	
法 制 史 特 論	講 義	4	FUL606	教 授	後 藤 武 秀	
民 法 特 論 III	講 義	4	CIL602	教 授 (兼 担)	芦 野 訓 和	
英 書 講 読	講 義	4	FUL607	教 授 (兼 担)	山 下 り え 子	
行 政 法 特 論	講 義	4	PUL610	非 常 勤 講 師	山 下 清 兵 衛	
経 済 原 論 特 論	講 義	4	SOL602	非 常 勤 講 師 (兼 担)	中 野 宏	
民 法 特 論 II	講 義	4	CIL601	教 授 (兼 担)	太 矢 一 彦	
民 法 演 習 IV	演 習	4	CIL603	教 授 (兼 担)	橋 本 昇 二	
商 法 演 習 I	演 習	4	CIL604	教 授 (兼 担)	藤 村 知 己	
商 法 演 習 II	演 習	4	CIL605	教 授 (兼 担)	松 井 英 樹	
商 法 演 習 III	演 習	4	CIL606	教 授 (兼 担)	遠 藤 喜 佳	
民 事 訴 訟 法 演 習 II	演 習	4	CIL607	教 授 (兼 担)	坂 本 恵 三	

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	科目ナンバリング	職名	担当教員	備考
憲法研究指導Ⅰ			REG601	教授	佐藤 修一郎	
憲法研究指導Ⅱ			REG602	教授	名雪 健二	
憲法研究指導Ⅲ			REG603	教授	宮原 均	
未成年者保護法研究指導			REG604			本年度休講
行政法研究指導Ⅰ			REG605			本年度休講
行政法研究指導Ⅱ			REG606	客員教授	森 稔 樹	
行政学研究指導			REG607			本年度休講
刑法研究指導Ⅰ			REG608	教授	萩原 滋	
刑法研究指導Ⅱ			REG609	教授	武藤 眞朗	
刑事訴訟法研究指導			REG610			本年度休講
租税法研究指導①			REG611	教授	高野 幸大	
租税法研究指導②			REG612	客員教授	渡邊 充	
政治学研究指導			REG613	教授	竹島 博之	
比較法思想史研究指導			REG614	教授	後藤 武秀	
国際公法研究指導			REG615	教授	齋藤 洋	

修了に必要な単位等

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎年度必ず履修すること。

履修方法

1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる。
3. 主指導教授が担当する「講義」または「演習」は、在学中2回（8単位）までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。なお、ここで対象とする「講義」または「演習」は、「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」については、「研究指導」と共通して開講されていないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」についてはいずれか1科目が対象となる。
4. 履修方法3以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
6. 公務員コースに所属するものは、p.266の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナ ン バ ン グ	職 名	担当教員	備 考
憲法特殊研究Ⅰ	演習		PUL701			本年度休講
憲法特殊研究Ⅱ	演習		PUL702	教授	名 雪 健 二	憲法研究指導Ⅱと共通
憲法特殊研究Ⅲ	演習		PUL703	教授	宮 原 均	憲法研究指導Ⅲと共通
国際公法特殊研究	講義		ILA701	教授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
政治学特殊研究	演習		POL701			本年度休講
比較法思想史特殊研究	講義		FUL701			本年度休講
法哲学特殊研究	講義		FUL702			本年度休講
行政法特殊研究Ⅰ	演習		PUL704			本年度休講
行政法特殊研究Ⅱ	演習		PUL705			本年度休講
行政学特殊研究	演習		PUL706			本年度休講
租税法特殊研究	講義		PUL707	教授	高 野 幸 大	租税法研究指導と共通
社会保障法特殊研究	講義		SOL701			本年度休講
刑法特殊研究Ⅰ	講義		CRL701	教授	萩 原 滋	
刑法特殊研究Ⅱ	演習		CRL702	教授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導と共通
刑事訴訟法特殊研究	演習		CRL703			本年度休講
刑事政策特殊研究	講義		CRL704			本年度休講
憲法研究指導Ⅰ			REG701			本年度休講
憲法研究指導Ⅱ			REG702	教授	名 雪 健 二	
憲法研究指導Ⅲ			REG703	教授	宮 原 均	
国際公法研究指導			REG704	教授	齋 藤 洋	
政治学研究指導			REG705			本年度休講
行政法研究指導Ⅰ			REG706			本年度休講
行政法研究指導Ⅱ			REG707			本年度休講
行政学研究指導			REG708			本年度休講
刑法研究指導			REG709	教授	武 藤 眞 朗	
刑事訴訟法研究指導			REG710			本年度休講
租税法研究指導			REG711	教授	高 野 幸 大	

修了に必要な単位等

主指導教授の「研究指導」を、毎年度必ず履修すること。

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる（各研究指導は、指定された講義または演習においてこれを行う）。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。